

2016年度予算要求の回答書(その11 最終回)

2016年度(平成28年度)予算要求書の回答の最終回です。今回は、8. 市民本位の行財政改革を進め、市民に開かれた市政を③～⑥、9. 国際平和・非核宣言都市としての事業推進を①～⑤、10. その他です。

8. 市民本位の行財政改革を進め、市民に開かれた市政を

(職員課)

職員の健康管理につきましては、早期の発見、早期の対策につながるよう相談者のプライバシーに十分配慮しながら、相談しやすい環境づくりに努め、健康管理の充実を図ってまいります。

③ 市民サービス向上のため、定数管理計画の見直しを行い、業務実態に合わせた人員を確保すること。安易な非正規雇用をしないこと。(行政経営課)

定数管理や職員の配置につきましては、各部等とのヒアリングや各課の業務量の調査を行い、適正な配置に努めているところです。

また、臨時職員等については、臨時的業務や正規職員の事務補助業務に当たっていただく目的で雇用しております。なお、第6次厚木市行政改革大綱「あつぎ行政経営プラン」において、「将来の職員の年齢構成、男女比を最適化すること」、「技術職のノウハウの伝承が適切に行われること」を実施計画に位置付け、組織体制の最適化に取り組んでまいります。

④ 技術職については、知識・技術の継承が図れるよう計画的な採用と育成を行うこと。(職員課)

技術職につきましては、知識や技術の継承ができるよう、経験豊かな職員からその技術を学ぶことのできる職場環境の創出に努めております。

また、年齢構成の平準化を図るため、計画的な技術



職の採用に努めてまいります。

⑤ メンタルヘルスをはじめとする職員の健康管理の充実を図ること。

⑥ 市の公共施設については、不安定雇用や官製ワーキングプアを助長するような指定管理者制度や業務委託の見直しを行うこと。(行政経営課)

指定管理者制度や業務委託につきましては、市民サービスの向上や効果的・効率的な執行体制の実現を図ることを目的に、制度の趣旨等を踏まえて導入しているところです。

なお、指定管理者に対しましては、適正な労働環境が図られているか確認するため、社会保険労務士による労働条件審査を実施してまいります。

9. 国際平和・非核宣言都市としての事業推進を

① 戦争法(安保法制)の廃止と、集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回するよう国に求めること。(企画政策課)

国の安全保障の問題は、社会情勢等の様々な状況の変化を踏まえ、憲法の崇高な理念を継承しつつ、日本国民全体での議論が深まることにより、今後の進むべき方向が決定されるものと考えております。

また、地域住民に直接関わりのあるものにつきましては、全国市長会、県市長会を通じて対応してまいります。

② 平和市長会議に加盟している自治体として、8月を中心とした平和月間を設けるなど、平和の尊さを広く市民に知らせること。事業実施にあたり、企画段階からより多くの市民が参加できるよう引き続き努めること。(福祉総務課)

平和月間につきましては、既に設定している他市の取組状況などを調査しながら研究してまいります。

平和啓発事業につきましては、8月に被爆樹木クスノキの植樹を行うとともに、未来を担う子どもたちで構成されるピースプロジェクトチームと企画段階から協働で検討を重ね、ピースメッセージの展示を行っております。

③ 市民の平和活動に行政もさらに参加・支援すること。(福祉総務課)

市民の皆様の平和活動に対しましては、市長メッセージの伝達など、可能な限りの支援等を行っております。

④ 厚木市の国際平和・非核宣言を広く市民および来厚者に知ってもらうために、駅周辺や行政区境に宣言塔を設置すること。(福祉総務課)

「国際平和と核兵器廃絶を求める都市宣言 あつぎ」の周知につきましては、厚木中央公園等に宣言看板を設置するほか、啓発パネルを本厚木駅連絡所などに掲示しております。

今後も、市民の皆様の平和に対する理解を深めるため、周知に努めてまいります。

⑤ 米軍厚木基地へのオスプレイ等訓練機の配備に反対し、関係自治体と協力し、国に働きかけること。(企画政策課)

基地問題につきましては、国民的コンセンサスを得る必要があるものと認識しております。

また、国の議論や関係自治体との調整の中で、今後の方向性が決定されるものと判断しておりますので、その推移を見守るとともに、地域住民に直接関わりのあるものにつきましては、全国市長会、県市長会を通じて対応してまいります。

10. その他

① 社会保障・税番号制度は、事業実施前に法改正や施行規則等の改定が行われ、対象が拡大された。また、個人番号通知の事務が大幅に遅れ、制度に絡む詐欺が発生するなど、問題が顕著になっている。情報流失も含め、制度への信頼が揺らいでいる。国に対し、制度の廃止、または延期を求めること。(行政経営課)

マイナンバー制度への対応につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、遺漏のないよう取り組んでおります。

今後におきましても、国の動向を把握しながら、対応を進めてまいります。

7月の法律相談

7月21日(木) 1時30分～

前日迄の連絡を!